

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、令和 6 年 6 月 28 日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0628 第 2 号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号)が改正され、令和 6 年 7 月 1 日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

記

■適用日 令和 6 年 7 月 1 日から適用

■新規収載項目

| 点数 区分 | 検査項目名 | 実施料 | 判断料 | 注 |
|----------|--|-----|-------------|---|
| D014 | 自己抗体検査 | | | |
| 30 | 抗カルジオリピン IgG 抗体 抗カルジオリピン IgM 抗体 抗 β2 グリコプロテイン I IgG 抗体 抗 β2 グリコプロテイン I IgM 抗体 | 226 | 免疫 (100) | * |

[注]下線部が追加されました。

- *:(11) ア 「30」の抗カルジオリピン IgM 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA 法、CLIA 法又は FIA 法により実施した場合に、一連の治療につき 2 回に限り算定する。
イ 「30」の抗 β2 グリコプロテイン I IgG 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA 法、CLIA 法又は FIA 法により実施した場合に、一連の治療につき 2 回に限り算定する。
ウ 「30」の抗 β2 グリコプロテイン I IgM 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA 法、CLIA 法又は FIA 法により実施した場合に、一連の治療につき 2 回に限り算定する。
エ 「30」の抗カルジオリピン IgG 抗体、抗カルジオリピン IgM 抗体、抗 β2 グリコプロテイン I IgG 抗体及び抗 β2 グリコプロテイン I IgM 抗体を併せて実施した場合は、主たるもの 3 つに限り算定する。

以上